



# Zipangcoin Silver

ホワイトペーパー

Version 6  
(2025/05/19)

## 免責事項

本書に記載されているいかなる情報（以下「本情報」といいます。）も、本書作成日時点のものであって、三井物産デジタルコモディティーズ株式会社（以下「三井物産デジタルコモディティーズ」又は「発行者」といいます。）は、本書提示にあたり、「将来において本情報の内容が正確であること」、及び「本情報に関連するサービスを三井物産デジタルコモディティーズが将来においても継続的に提供すること」を、保証するものではありません。

三井物産デジタルコモディティーズは、本情報取得者が本情報の利用により損害を被った場合であっても、一切の損害賠償等の責任を負いません。

本書には、三井物産デジタルコモディティーズが権利を有する知的財産権に関する情報が含まれております。これらの情報を三井物産デジタルコモディティーズに無断で許可なく、その一部又は全部について複製、開示、又はご使用されませんようお願い申し上げます。

本書は、関係当局及びその他関係各所との協議により変更の可能性があります。

## 目次

|                |    |
|----------------|----|
| 本ホワイトペーパーの位置づけ | 4  |
| 本トークンの情報       | 4  |
| 調達資金の情報        | 9  |
| 対象事業の情報        | 10 |
| 本トークンの販売に関する情報 | 12 |
| 発行者の情報         | 14 |

# 本ホワイトペーパーの位置づけ

本書は、一般社団法人日本暗号資産等取引業協会（以下「JVCEA」といいます。）が定める「新規暗号資産の販売に関する規則」第5条第1項に基づき、三井物産デジタルコモディティーズが発行するトークン（以下「本トークン」という。）についての詳細等を述べるものです。

また、本書に記載される内容は、日本法に準拠し、日本法に従って解釈されるものとします。なお、株式会社デジタルアセットマーケットツ（以下「デジタルアセットマーケットツ」という。）その他の暗号資産交換業者（資金決済法に規定する暗号資産交換業者をいう。以下同じ。）との間で本トークンの取引を行う場合には、当該売買の相手方となる暗号資産交換業者が別途作成する取引約款、取引説明書その他当該取引の内容を定める書面が適用されることとなりますが、本書は、当該取引の内容を規律するものではありません。

## 本トークンの情報

### 1. 本トークンの名称及びティッカーコード（シンボル）

|                |                                  |
|----------------|----------------------------------|
| 名 称            | ジパングコインシルバー（英:Zipangcoin Silver） |
| ティッカーコード（シンボル） | ZPGAG                            |

### 2. 本トークンの発行及び販売の目的

本トークンは、銀現物価格と概ね連動するように発行価格が設定されており、その価格形成及び価値保全の仕組みから、銀現物と同等の資産特性及び投資特性を有することに加え、既存の銀関連商品にない小口決済としての機能を有します。かかるトークンの特性及び機能を踏まえ、本トークンの発行及び販売によって、信頼性・利便性の高い資産運用・インフレヘッジ手段を提供すると共に、決済手段としての利用促進を図ることを目的としております。

具体的には、本トークンに関し、発行者が推進者となり、以下のようなサービスを展開することを検討しています。なお、以下の内容は、あくまで現時点における検討内容であり、将来において確実に提供することをお約束するものではありません。

### Phase 1

- ・本トークンの新規発行を開始し、デジタルアセットマーケットが販売者となって、本トークンを利用者に販売するサービスを開始します。
- ・その後、デジタルアセットマーケット以外の暗号資産交換業者が本トークンの取扱いを開始し、当該暗号資産交換者を経由した本トークンの販売サービスを開始します。

### Phase 2

- ・本トークンを取り扱う暗号資産交換業者の拡充により、本トークンの販売網を拡大するとともに、本トークンの流通性を高めます。
- ・本トークンとは異なる、他のコモディティ商品と連動したトークンの発行を行い、本トークンとは異なる資産特性及び投資特性を有するデジタル資産の発行を目指すとともに、利用者に対して、信頼性・利便性の高いデジタル資産に関する多様な選択肢を提供します（なお、三井物産デジタルコモディティーズは既に金現物価格と概ね連動するトークン「ジパングコイン（ZPG）」を発行しております。）。
- ・本トークンの交換対象を円以外にも拡充します（例えば、他の暗号資産との交換等が考えられます。）。

## 3. 具体的な用途

想定している具体的な用途は以下のとおりです。

- 1 資産運用
- 2 送金・決済手段

## 4. 本トークンの保有者に対して負担する債務がある場合には、当該債務の内容、債務者の情報及び履行期日並びに当該債務に係る債権の内容

利用者がデジタルアセットマーケットを通じて本トークンを購入する場合、デジタルアセットマーケットは、発行者から本トークンを受領すると同時に、当該受領したトークンの数量と同等の銀現物を発行者から購入した上で、当該購入した銀現物を発行者に対して消費寄託することになります。

- ・本トークンには当該消費寄託に基づき、寄託物である銀現物の返還を求める権利が表示され、デジタルアセットマーケットを通じて本トークンを購入した利用者は、発行者に対してかかる権利（以下「対象権利」といいます。）を有することになります。なお、本トークンの保有者は、本トークンの処分とは別個独立して当該トークンに表示された対象権利を処分することはできません。
- ・もっとも、本トークンの保有者は、発行者に対して、寄託物である銀現物の返還を求めることはできず、マーケットメイカーであるデジタルアセットマーケットとの取引を通じて、本トークン及び本トークンに表示された対象権利を、寄託物である銀現物の市場価格と近似した価格で売り渡すことができるにとどまります。
- ・なお、発行者は、本トークンの発行に係る事業を廃止する場合においても、デジタルアセットマーケットとの取引を通じて、本トークン及び本トークンに表示された対象権利を、寄託物である銀現物の市場価格と近似した価格で買い取る義務を負っていますが、かかる買取義務の履行について、発行者は、金融機関による保証を付しており、万が一、発行者が破たんした場合であっても、当該義務の履行に必要な金額（以下「保証金」といいます。）が金融機関からデジタルアセットマーケットに支払われることになります。
- ・金融機関からデジタルアセットマーケットに対して支払われる保証金の全額は、信託銀行の信託勘定にて分別管理される仕組みとなっており、万が一、デジタルアセットマーケットが破たんした場合であっても、当該保証金が本トークンの保有者に支払われることが予定されております。但し、保証金の金額は、当該保証金の支払が行われる時点における本トークンの時価相当額であって、本トークン購入時の価格（元本）を保証するものではありません。
- ・なお、発行者は、(i) 発行者が寄託を受けた銀現物の数量及び (ii) 当該銀現物の時価相当額が金融機関による保証の枠内である旨を 3 か月毎に公表します。

## 5. 前項に規定する債権に関し、本トークンの保有者が不利益（発行者に起因するものを含む。）を被るおそれがある場合はその内容

前項記載のとおり、万が一、発行者が破たんした場合であっても、本トークンに表示された対象権利に対応する債務が金融機関によって保証されることが予定されておりますが、当該金融機関が発行者とともに破たんした場合や、発行者及び金融機関の倒産手続に伴う法令上の制約等によって、保証金の全部又は一部が本トークンの保有者に支払われず、結果として、保有者が不利益を被るおそれがあります。

## 6. 本トークンの発行上限を設ける場合には当該上限数

本トークンを含む三井物産デジタルコモディティーズが発行する全ての種類の暗号資産（資金決済法に規定する暗号資産をいう。以下同じ。）の発行総量の時価相当額（以下「発行総額」という。）が 390 億円に満つるまでの間に発行者が発行する数量。但し、利用者の利益及び取引の安定性が害されない限度で、将来的に本トークンの発行上限数を増加させる可能性があります。

## 7. 本トークンの発行済みの数量

460,700 ZPGAG（2025 年 3 月 31 日時点）。

## 8. 本トークンを取り扱う又は取り扱うことが決定している暗号資産交換業者が存在する場合には、当該暗号資産交換業者の名称及び取扱時期

| 暗号資産交換業者の名称        | 取扱時期       |
|--------------------|------------|
| 株式会社デジタルアセットマーケットツ | 2023 年 7 月 |
| 株式会社マーキュリー         | 2024 年 3 月 |
| 株式会社 bitFlyer      | 2024 年 8 月 |
| 株式会社 Zaif          | 2025 年 5 月 |

## 9. 本トークンの追加発行、追加販売又は無償付与（以下「追加発行等」という。）を予定している場合には、当該追加発行等の内容（追加発行等を予定しない場合には、その旨）

本トークンの取引需要が供給量を超過した場合（具体的には、デジタルアセットマーケットツを通じた発行者に対する本トークンの買い注文量が売り注文量を超過した場合）に、当該超過した数量につき、その都度、本トークンの追加発行を行います。

## 10. 本トークンについてマーケットメイカーが存在する場合には、当該マーケットメイカーの名称及びマーケットメイクの内容

| 名 称 | 株式会社デジタルアセットマーケットツ                                                                  |
|-----|-------------------------------------------------------------------------------------|
| 内 容 | 発行者が提示する本トークンの売買価格（ロンドン受渡の相対取引市場を基準に算定されます。）に、市況に応じた取引スプレッドを加味した金額を提示することを予定しております。 |

11. 本トークンの対象システム（本トークンに利用されるブロックチェーン及びスマートコントラクト並びに本トークンを保管するウォレットその他本トークンの品質に影響を与えるシステムをいう。）に脆弱性が発見された場合等において、本トークンの移転の停止その他緊急対応措置を講じる可能性がある場合にはその旨

対象システムに脆弱性が発見された場合等においては、発行者及び本トークンを取り扱う暗号資産交換業者で構成されるブロックチェーンプラットフォーム運営委員会の規約に則り、本トークンの移動制限や強制移動等の緊急対応措置を講じる可能性があります。

12. 発行者が保有し、又は保有することとなる本トークンの総量（総量が特定できない場合には、その上限及び下限）

基本的には本トークン（在庫）を保有しない業務オペレーションとすることを想定しておりますが、やむを得ず本トークン（在庫）を保有する場合があります。なお、発行者による本トークンの保有状況については、定期的の開示することを予定しております。

13. 発行者が保有する本トークンの財務諸表上の取扱い

「流動負債」として取り扱います。

14. 本トークンに内在するリスク

#### 価値移転ネットワークの脆弱性に関するリスク

記録処理は、ノードを単位として複数の拠点に分散していますが、全体のノード数を  $n$  とした場合に、 $(1/3 \times n + 1)$  を超えるノードを攻撃等により支配された場合にデータが改ざんされるといったリスクが起こり得ると考えます。

#### 保有情報暗号化技術の脆弱性に関するリスク



本トークンの価値移転記録は、プライベート型ブロックチェーンに記録されます。したがって、価値移転記録者の破たんにより、価値移転ネットワークが機能しなくなることで、価値を喪失する可能性があります。その場合には、管理者であるブロックチェーン運営組織が業務執行代行者を任命し、ブロックチェーンにおける価値移転記録を維持します。

#### 移転の記録が遅延する可能性に関するリスク

処理能力を超えるトランザクションの発生が確認された場合、移転の記録が遅延する可能性があります。

#### プログラムの不具合によるリスク等

未検出のプログラムの脆弱性やプログラム更新等により新たに生じた脆弱性を利用し、データが改ざんされ、価値移転の記録が正常に行われなくなる可能性があります。

## 15. その他の本トークンに関する情報

上記 1. から 14. のほか、本トークンに関する情報については、JVCEA のウェブサイト (<https://jvcea.or.jp/about/document/>) 上に表示される本トークンに係る暗号資産概要説明書の内容をご参照ください。

# 調達資金の情報

---

## 1. 調達資金の使途の詳細

発行者は、本トークンの販売に基づいて取得した金銭〔又は暗号資産〕（以下「調達資金」といいます。）を、以下の費用の支払のために使用します。

- 1** 発行者が販売した本トークンの数量と同等の銀現物を三井物産株式会社（以下「三井物産」という。）から購入するための費用
- 2** 本トークンの発行及び対象事業の運営に必要となる費用  
発行体は、本トークンの発行により得られる資金（調達資金）を、発行後速やかにトークン量相当の銀購入及びそれに伴うトレーディング関連費用において使用します。

## 2. 調達資金の財務諸表上の取扱い

「現金」として取り扱います。

# 対象事業の情報

---

## 1. 対象事業（調達資金の用途となる一切の事業をいいます。以下同じです。）の目的

発行者は、対象事業において、トークンの販売に伴って、(i) 取得した調達資金を原資として銀現物を購入し、(ii) 当該購入した銀現物をデジタルアセットマーケットツへ販売すると同時に同社から消費寄託を受けた上で、(iii) 当該寄託を受けた銀現物を三井物産にリースするが、対象事業の目的は、かかる本トークンの販売及び銀現物の購入によって売買差益を獲得し、銀現物のリースによって運用益を収受する点にあります（なお、かかる収益の一部は、発行者の業務に関連する費用の一部に充当されます。）。

## 2. 対象事業の詳細

### 本トークンの販売時

- ・発行者がデジタルアセットマーケットツを通じて本トークンを販売する場合、発行者は、本トークンの移転と同時に、（利用者に代わって本トークンを購入した）デジタルアセットマーケットツのために、当該移転したトークンの数量と同等の銀現物を、調達資金を用いて三井物産から購入の上、当該購入した銀現物について、デジタルアセットマーケットツへ販売すると同時に、同社から消費寄託を受けます。
- ・発行者は、デジタルアセットマーケットツから消費寄託を受けた銀現物を即時に三井物産に対してリースします。
- ・三井物産は、発行者からリースした銀現物を用いて、銀市場での運用を行います。

### 本トークンの買取時

- ・発行者がデジタルアセットマーケットツを通じて本トークンを買い取る場合、発行者は、本トークンの回収と同時に、デジタルアセットマーケットツから寄託された銀現物のうち、発行者が回収したトークンの数量と同等の銀現物を、デジタルアセットマーケットツへ返還した上で自ら買い取り、買い取った銀現物を直ちに三井物産に売却します。

- ・発行者が三井物産に対して銀現物を売却することによって、当該売却された銀現物に係る発行者から三井物産
- ・発行者は、銀現物を売却して取得した資金をもって、本トークン（の数量と同等の銀現物）の買取代金を支払

### 3. 対象事業の事業計画の詳細

本トークンを含む三井物産デジタルコモディティーズが発行する全ての種類の暗号資産の発行総額は 2026 年 3 月に 45 億円を目指します。

### 4. 対象事業の主要な推進者の沿革

発行者は、対象事業を営むために必要となる銀現物を三井物産から調達し、当該銀現物を即時に三井物産にリースする等、三井物産と協業して対象事業を推進することを予定しております。発行者の沿革については、「発行者の情報」をご参照ください。

### 5. 対象事業の破綻が本トークンの価格に与える影響

- ・発行者は、本トークンの発行に係る事業を廃止する場合においても、デジタルアセットマーケットとの取引を通じて、本トークン及び本トークンに表示された対象権利を、寄託物である銀現物の市場価格と近似した価格で買い取る義務を負っていますが、かかる買取義務の履行について、発行者は、金融機関による保証を付しており、万が一、発行者が倒産した場合であっても、当該義務の履行に必要な金額が、保証金として金融機関からデジタルアセットマーケットに支払われることとなります。したがって、仮に、対象事業の破綻に伴って発行者が倒産した場合であっても、金融機関から支払われる保証金をもって、保有者が有する本トークンの価値が維持されることが予定されております（但し、保証金の金額は、当該保証金の支払が行われる時点における本トークンの時価相当額であって、本トークン購入時の価格（元本）を保証するものではありません。）。
- ・但し、発行者のみならず、金融機関が同時に倒産した場合や、発行者及び金融機関の倒産に伴う法令上の制約等によって、保証金の全部又は一部が本トークンの保有者に支払われない場合には、結果として、保有者が有する本トークンの価値が棄損する可能性があります。

## 6. 対象事業の遂行のために必要な体制の状況

本トークンの発行及び三井物産との間で行う銀現物取引については、営業部門が所管して行い、かかる営業部門の業務を管理部門が確認することで、これら業務内容の適切性が適切に検証される態勢となっています。また、銀現物のトレーディング事業は、発行者の親会社である三井物産により既に営まれている事業であり、発行者は、当該事業インフラを利用することが可能であること等を踏まえると、対象事業の遂行のために必要な体制が整備されています。

## 7. 対象事業の実現可能性等

対象事業は、本トークンの発行と銀現物取引が連動する事業であるところ、本トークンの発行と銀現物のトレーディング事業との連携に関するシステム構築が既に完了していること等を踏まえると、対象事業を実現する上で十分な対応が図られております。

# 本トークンの販売に関する情報

---

## 1. 販売の方法

発行者は、本トークンの販売の全部を暗号資産交換業者であるデジタルアセットマーケットツに委託し、受託販売者としてのデジタルアセットマーケットツが本トークンの販売を行います。

## 2. 販売者の概要

|           |                                              |
|-----------|----------------------------------------------|
| 商 号       | 株式会社デジタルアセットマーケット                            |
| 本 店 所 在 地 | 〒102-0082<br>東京都千代田区一番町 18 番地 川喜多メモリアルビル 8 階 |
| 事 業       | 暗号資産交換業                                      |
| 登 録 番 号   | 関東財務局長第 00024 号                              |
| 加 入 協 会   | 一般社団法人日本暗号資産等取引業協会                           |

### 3. 販売価格及び算定根拠

本トークンの販売価格は、ロンドン受渡の相対取引市場を基準に、市況に応じた取引スプレッドを加味した金額になります。

### 4. 取引単位

1 ZPGAG は、銀現物 1 グラムと同等の価値を有するものです。取引単位は、本トークンを販売する各暗号資産交換業者の取引条件をご参照ください。

### 5. 販売及び無償付与の対象となる本トークンの総量（以下「販売等予定総量」という。）

三井物産デジタルコモディティーズが発行する全ての種類の暗号資産の発行総額が 390 億円に満つるまでの間に発行者が発行する数量。但し、利用者の利益及び取引の安定性が害されない限度で、将来的に本トークンの発行上限数を増加させる可能性があります。

### 6. その他の本トークンに関する情報

上記 1. から 5. のほか、本トークンの販売に関する情報については、JVCEA のウェブサイト (<https://jvcea.or.jp/about/document/>) 上に表示される本トークンに係る暗号資産概要説明書の内容、販売者のウェブサイト (<https://www.digiasset.co.jp/>) をご参照ください。

# 発行者の情報

---

## 1. 発行者の名称、所在地

|         |                       |
|---------|-----------------------|
| 発行者の名称  | 三井物産デジタルコモディティーズ株式会社  |
| 発行者の所在地 | 東京都千代田区大手町一丁目 2 番 1 号 |

## 2. 発行者の沿革

2021 年 4 月 30 日設立

## 3. 発行者及びその関係会社が営む主な事業の概要

想定している具体的な用途は以下のとおりです。

- 1 本トークンの発行を含む新規暗号資産の発行
- 2 貴金属地金等の商品の売買及びリース等
- 3 前各号に関連する業務

また、発行者の親会社である三井物産は、「トレーディング」と「事業経営・事業開発」の両輪での成長を軸とするビジネスに取り組んでいます。それぞれの現場で蓄積された知見をもとに、さまざまな機能とグローバルなネットワークとを掛け合わせ、新たな価値を創出します。

## 4. 発行者の役員の氏名及び経歴

### 代表取締役

|    |             |                                       |
|----|-------------|---------------------------------------|
| 氏名 | 見市 礁        |                                       |
| 経歴 | 1997 年 4 月  | 三井物産株式会社入社                            |
|    | 2012 年 4 月  | 金融・新事業推進本部商品市場部企画管理室長                 |
|    | 2014 年 4 月  | 次世代・機能推進本部商品市場部企画室長                   |
|    | 2016 年 3 月  | 英国 Mitsui Bussan Commodities Ltd. COO |
|    | 2021 年 11 月 | コーポレートディベロップメント本部 戦略企画室長              |
|    | 2024 年 11 月 | コーポレートディベロップメント本部 商品市場部長補佐            |

### 取締役

|    |            |                                 |
|----|------------|---------------------------------|
| 氏名 | 上野正剛       |                                 |
| 経歴 | 2001 年 4 月 | 三井物産株式会社入社                      |
|    | 2020 年 4 月 | コーポレートディベロップメント本部 商品市場部 貴金属営業室長 |

|    |            |                               |
|----|------------|-------------------------------|
| 氏名 | 渡辺鋭一       |                               |
| 経歴 | 1999 年 4 月 | 三井物産株式会社入社                    |
|    | 2024 年 4 月 | コーポレートディベロップメント本部 商品市場部 DX 室長 |

|    |            |                              |
|----|------------|------------------------------|
| 氏名 | 辰巳 喜宣      |                              |
| 経歴 | 2015 年 4 月 | 三井物産株式会社入社                   |
|    | 2024 年 4 月 | コーポレートディベロップメント本部 商品市場部 DX 室 |

## 5. 発行者の業績の概要

各暗号資産の発行状況は以下の通りです。

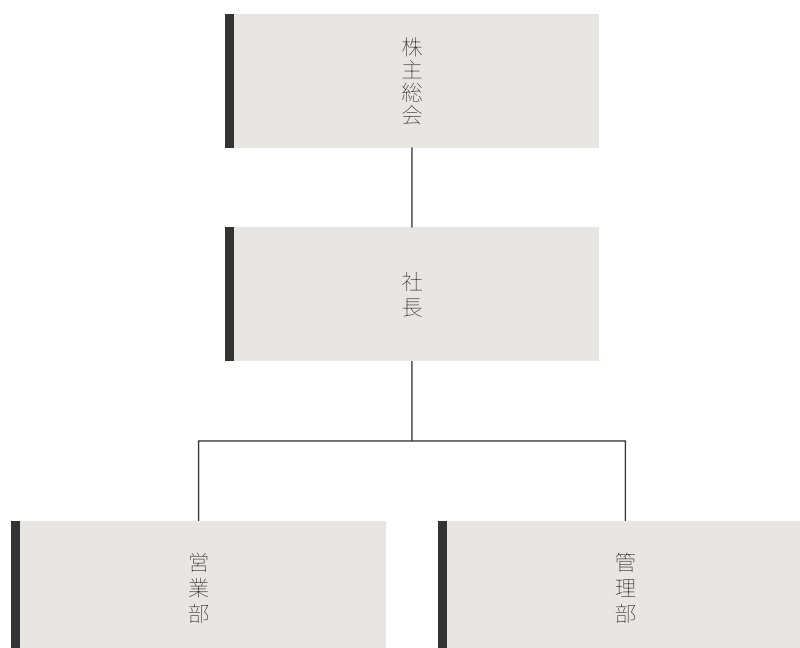
ジパングコイン：98,889 ZPG, ジパングコインシルバー：460,700 ZPGAG, ジパングコインプラチナ：11,287 ZPGPT（2025年3月31日時点）

## 6. 発行者の財務の状況

発行者は、本トークンの発行及び対象事業の遂行を開始するに際し、必要かつ十分な財務基盤を備えています。

## 7. 発行者の社員数、組織及び機関

発行者の従業員数（2025年3月31日時点）は5名ですが、いずれも三井物産の社員を兼務しております。また、発行者の組織及び機関は、以下のとおりです。



## 8. 発行者の株式の状況

三井物産が発行者の株式を100%保有しています。



## 9. 発行者のコーポレートガバナンスの状況

発行者の主たる業務である①本トークンの発行及び②三井物産との間で行う銀現物取引については、営業部門が所管して行うことを想定しておりますが、かかる営業部門の業務を管理部門が確認することで、これら業務内容の適切性が適切に検証される態勢となっています。

上記の業務運営態勢に加えて、発行者は、本トークンの発行者としての立場として本トークンに関する暗号資産関係情報（本トークンに関する重要な情報であって本トークンの売買又は他の暗号資産との交換に係る判断に影響を及ぼすと認められるものをいいます。）を取得・保有する場合がありますが、かかる暗号資産関係情報につき、発行者の内部規定に基づく適切な管理が行われ、その他暗号資産関係情報を利用した不正取引を未然に防止するための措置を講ずることとしている等、本トークンの取引の安定性を確保し、利用者の利益を害さないための必要な態勢を整備しています。

以上